

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）

議 会 議 案

自 議案第 67 号

至 議案第 76 号

令和 7 年 9 月 4 日

加 古 川 市

目 次

議案第 6 7 号	加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビ ラの作成の公営に関する条例及び加古川市の議会の議員及 び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関 する条例の一部を改正する条例を定めること	3
議案第 6 8 号	加古川市職員等旅費条例の一部を改正する条例を定めるこ と	11
議案第 6 9 号	加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例を定めること	50
議案第 7 0 号	加古川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定める こと	54
議案第 7 1 号	加古川市下水道条例の一部を改正する条例を定めること	60
議案第 7 2 号	加古川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 を定めること	66
議案第 7 3 号	加古川市斎場整備運営事業建設工事請負契約締結のこと	70
議案第 7 4 号	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備 (指令システム等) 工事請負契約締結のこと	76
議案第 7 5 号	旧公設地方卸売市場解体工事請負変更契約締結のこと	80
議案第 7 6 号	(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事請 負変更契約締結のこと	84

加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

(加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎参 考

加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの

(現 行)

(公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

加古川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスター

(現 行)

(公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基

作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（公費の支払）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（公費の支払）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基

(現 行)

づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額（以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500を超える場合 28円35銭にその 500を超える数を乗じて得た金額に 586,905円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(改 正)

づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額（以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域（以下「選挙区域」という。）におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区域におけるポスター掲示場の数が 500を超える場合 30円73銭にその 500を超える数を乗じて得た金額に 609,690円を加えた金額を当該選挙区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

加古川市職員等旅費条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市職員等旅費条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市職員等旅費条例の一部を改正する条例

加古川市職員等旅費条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。
目次中「第28条」を「第28条の3」に改める。

第2条第1項第6号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは旅行依頼を行う者若しくはそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所）」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所。第15条第4項において同じ。）」に改め、同項第8号を削り、同項第9号中「配偶者」の右に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップを形成している者として市長が認めるものを含む。）」を、「兄弟姉妹」の右に「（以下「家族」といい、ファミリーシップを形成している者のうち市長が認める者を含む。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項に次の1号を加える。

（9）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「出発前に」を削り、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関等の事故又は」を削り、「以下」の右に「この項において」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改める。

第6条第1項中「日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費」に改め、同条第2項から第11項までを次のように改める。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第13条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第14条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

5 車賃は、鉄道以外を利用する陸路旅行に要する費用とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第1項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員と生計を一にしているものに限る。以下同

じ。)の移転に要する費用とする。

第6条第12項中「について、実費額により支給する」を「とする」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第10条第1項中「もの」の右に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「以下」を「第31条の2第1項及び第2項において」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の右に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項及び第2項を次のように改め、同条第3項から第5項までを削る。

鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第14条中「現に支払った旅客運賃による」を「次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第14条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

第15条第1項を次のように改める。

車賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 職員等の所有する自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他の交通用具（自転車を除く。以下「私有自動車等」という。）を使用する場合にあつては、路程

に応じ、1キロメートルにつき12円とする。

第15条第2項中「車賃」を「前項第5号に係る車賃」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、市内又は規則で定める近接地への旅行で私有自動車等を使用する場合にあつては、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 在勤庁から半径2キロメートル未満への旅行 1回につき48円

(2) 在勤庁から半径2キロメートル以上5キロメートル未満への旅行 1回につき120円

(3) 在勤庁から半径5キロメートル以上への旅行 1回につき240円

5 前各項の規定にかかわらず、規則で定める場合については、車賃を支給しない。

第16条から第21条までを次のように改める。

(宿泊費)

第16条 宿泊費の額は、別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。

ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 別表中の指定地域は、規則で定める。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費の額は、移動に係る第12条から第14条まで及び第15条（第1項第5号の規定により支給する旅費を除く。）の規定による交通費の額並びに宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当の額は、1夜当たり2,400円とする。

(転居費)

第19条 転居費の額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第20条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第25条第2号中「別表第1に定める宿泊料定額の範囲内の実費額」を「宿泊費基

準額」に改める。

第26条及び第27条を次のように改める。

第26条 削除

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3箇月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第28条第1項各号を次のように改める。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

第28条第2項中「第2条第1項第9号」を「第2条第1項第8号」に改め、第2章中同条の次に次の2条を加える。

(職員以外の者の旅費)

第28条の2 第3条第4項又は第5項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第28条の3 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第15条第1項第5号の規定により支給

する旅費を除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)
- 及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

第30条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削る。

第31条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表第1を削る。

別表第2を別表とし、同表を次のように改める。

別表(第16条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
指定地域	19,000円
指定地域以外の地域	14,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加古川市職員等旅費条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に新条例第2条第1項第6号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、同日前にこの条例による改正前の加古川市職員等旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、同日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、同日以後に同号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(加古川市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 加古川市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第1中1級の区分」を削る。

(加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、加古川市職員等旅費条例（昭和63年条例第25号）による旅費相当額とする。

(加古川市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 5 加古川市証人等の実費弁償に関する条例（昭和60年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、次の各号に定める区分により算定する」を「宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、加古川市職員等旅費条例（昭和63年条例第25号）の規定により算定した額を支給する」に改め、同条各号を削る。

（加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正）

- 6 加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「とし、その旅費の額は、同条例別表第1中2級の区分による旅費相当額」を削る。

（加古川市消防団条例の一部改正）

- 7 加古川市消防団条例（昭和25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「別表第1中2級の区分」を削る。

(現 行)

目次

第1章	…………… (省 略)
第2章	内国旅行の旅費 (第12条— <u>第28条</u>)
第3章	…………… (省 略)
第4章	…………… (省 略)
附則	

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(6) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(7) …………… (省 略)

(8) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持している者をいう。

(9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当

を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

目次

第 1 章 ……………（省 略）

第 2 章 内国旅行の旅費（第12条—第28条の3）

第 3 章 ……………（省 略）

第 4 章 ……………（省 略）

附則

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（ 1 ） ……………（省 略）

（ 2 ） ……………（省 略）

（ 5 ） ……………（省 略）

（ 6 ） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは旅行依頼を行う者若しくはそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。第15条第4項において同じ。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

（ 7 ） ……………（省 略）

（ 8 ） 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情

(現 行)

時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 …………… (省 略)

(旅費の支給)

第3条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中に交通機関等の事故又は天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を

(改 正)

にある者及びパートナーシップを形成している者として市長が認めるものを含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「家族」といい、ファミリーシップを形成している者のうち市長が認める者を含む。)並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第 239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

2 …………… (省 略)

(旅費の支給)

第3条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中に天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下この項において同じ。)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅

(現 行)

受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくは旅行依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(改 正)

費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第13条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

(現 行)

- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
（旅行日数）
- 第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。
- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた場合には、これを1日とする。
- 3 第3条第2項の規定に該当する場合における旅費計算上の旅行日数は、第1項た

(改 正)

- 4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第 231号）第 2 条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。第14条第 2 項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。
- 5 車賃は、鉄道以外を利用する陸路旅行に要する費用とする。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。
- 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第21条第 1 項に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とする。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員と生計を一にしているものに限る。以下同じ。）の移転に要する費用とする。
- 12 旅行雑費は、出張に伴う雑費とする。

第 8 条 削除

(現 行)

だし書及び前項の規定により計算した日数による。

(旅費の区分計算)

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費請求書に必要な書類を添えてこれを市長又は支出命令をする権限を委任された者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 …………… (省 略)

(職員以外の者の旅費)

第11条 第3条第4項又は第5項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に掲げる運

(改 正)

(旅費の区分計算)

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転費のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、旅費請求書に必要な書類を添えてこれを市長又は支出命令をする権限を委任された者（第31条の2第1項及び第2項において「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 …………… (省 略)

第11条 削除

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(現 行)

賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 前項第1号の規定にかかわらず、規則で定める旅行については、第1項第2号の急行料金を支給する。

4 第2項第2号の規定にかかわらず、規則で定める旅行については、第1項第2号の急行料金を支給しない。

5 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、規則で定める場合を除く。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2

(改 正)

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動

(現 行)

以上に区分する船舶による旅行の場合には、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(改 正)

するときは、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。

(車賃)

第15条 車賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 職員等の所有する自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他の交通用具（自転車を除く。以下「私有自動車等」という。）を使用する場合にあつては、路程に応じ、1キロメートルにつき12円とする。

(現 行)

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 …………… (省 略)

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1の定額による。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める近接地及び近傍地への旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、近接地については同項の定額の全部を、近傍地については当該同項の定額の一部を支給しない。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(改 正)

2 前項第5号に係る車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (省 略)

4 第1項第5号の規定にかかわらず、市内又は規則で定める近接地への旅行で私有自動車等を使用する場合にあつては、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 在勤庁から半径2キロメートル未満への旅行 1回につき48円

(2) 在勤庁から半径2キロメートル以上5キロメートル未満への旅行 1回につき120円

(3) 在勤庁から半径5キロメートル以上への旅行 1回につき 240円

5 前各項の規定にかかわらず、規則で定める場合については、車賃を支給しない。
(宿泊費)

第16条 宿泊費の額は、別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。
ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 別表中の指定地域は、規則で定める。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費の額は、移動に係る第12条から第14条まで及び第15条（第1項第5号の規定により支給する旅費を除く。）の規定による交通費の額並びに宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当の額は、1夜当たり 2,400円とする。

(現 行)

(移転料)

第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤庁から新在勤庁までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第20条 着後手当の額は、別表第1の日当定額及び宿泊料定額の区分に基づき、別表第2の路程の区分により計算した額による。

(扶養親族移転料)

第21条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤庁から新在勤庁まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(改 正)

(転居費)

第19条 転居費の額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第20条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場

(現 行)

イ 12歳未満 6 歳以上の者については、アに掲げる額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴する場合においては、2 人を超える者ごとに、その移転の際における鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除き、第19条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 前項第 1 号アからウまでの規定により扶養親族移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命じられた日において胎児であつた子を移転する場合には、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、第 1 項の規定を適用する。

(日額旅費)

第23条 第 6 条第 1 項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と市長が認めたものとする。

(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

(3) 前 2 号に掲げる旅行のほか、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第 6 条第 1 項に掲げる旅費の額を超えることができない。

(市内及び近接地への旅行の旅費)

第25条 市内及び近接地への旅行（前条に該当する旅行を除く。）については、次の

(改 正)

合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第23条 削除

(市内及び近接地への旅行の旅費)

第25条 市内及び近接地への旅行（前条に該当する旅行を除く。）については、次の

(現 行)

各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) …………… (省 略)

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 別表第1
に定める宿泊料定額の範囲内の実費額

(市外の同一地域内の旅行の旅費)

第26条 市外（近接地を除く。）の同一地域（第2条第2項に規定する地域区分によ
る地域をいう。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後
手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。

(1) 鉄道 100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅
行の場合においては、第12条、第13条又は第15条に規定する額の鉄道賃、船賃又
は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除き、公務上の必要又は天災その他やむを得ない
事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費が当該旅
行について支給される日当定額の2分の1に相当する額（近傍地への旅行につい
ては、その支給される額）を超える場合においては、その超える部分の金額に相
当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロ
メートルをもつて、それぞれ陸路1キロメートルとみなして前項第1号の規定を適
用する。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となつた日にいた地から旧在勤庁までのその者の前職務相当の旅費

イ 退職等となつた日の翌日から3箇月以内に出発して当該退職等に伴う旅行を
した場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等となつた日にいた地から旧

(改 正)

各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) …………… (省 略)

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 宿泊費基
準額

第26条 削除

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3
箇月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた
地から旧在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた

(現 行)

在勤庁までのその者の前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤庁を旧在勤庁とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤庁までの往復に要するその者の死亡前の職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤庁までのその者の死亡前の職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第9号に掲げる順序による。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(改 正)

地から新在勤庁に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序による。ただし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(職員以外の者の旅費)

第28条の2 第3条第4項又は第5項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第28条の3 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第15条第1項第5号の規定により支給する旅費を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

(現 行)

(旅費の調整)

第30条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 …………… (省 略)

別表第1 (第16条―第18条関係)

旅費額

<u>級別</u>	<u>区分</u>	<u>日当</u> <u>(1日に</u> <u>つき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜に</u> <u>つき)</u>	<u>食卓料</u> <u>(1夜に</u> <u>つき)</u>
1 級	市長、副市長、常勤の監査委員、上下	2,500円	14,000円	2,500円

(改 正)

及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第30条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 …………… (省 略)

(旅費の返納)

第31条の2 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(現 行)

	水道事業管理者及び教育長			
2 級	1 級の項に規定する職員以外の者	2,000円	12,500円	2,000円

別表第 2 (第19条・第20条関係)

移転料及び着後手当

区分	移転料		着後手当
	別表第 1 級別区分 1 級の職員	別表第 1 級別区分 2 級の職員	
鉄道50キロメートル未満	93,000円	79,000円	2 日 2 夜分
鉄道50キロメートル以上 100 キロメートル未満	108,000円	91,000円	
鉄道 100キロメートル以上 1 50キロメートル未満	119,000円	100,600円	
鉄道 150キロメートル以上 2 00キロメートル未満	130,000円	110,200円	
鉄道 200キロメートル以上 2 50キロメートル未満	141,000円	119,800円	3 日 3 夜分
鉄道 250キロメートル以上 3 00キロメートル未満	152,000円	129,400円	
鉄道 300キロメートル以上 5 00キロメートル未満	163,000円	139,000円	
鉄道 500キロメートル以上 1 ,000キロメートル未満	217,000円	185,000円	
鉄道 1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	228,000円	194,000円	5 日 5 夜分
鉄道 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	244,000円	208,000円	
鉄道 2,000キロメートル以上	283,000円	241,000円	

備考 路程の計算については、水路 1 キロメートル又は陸路 4 分の 1 キロメートルをもつてそれぞれ鉄道 1 キロメートルとみなす。

(改 正)

別表（第16条関係）

<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額（1夜につき）</u>
<u>指定地域</u>	<u>19,000円</u>
<u>指定地域以外の地域</u>	<u>14,000円</u>

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加古川市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 野口公民館の部を次のように改める。

野口公民館	大ホール	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
	講義室	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	会議室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
	教養室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
	多目的室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
	研修室	700円	700円	700円	700円	700円	700円
	音楽室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	調理室	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る使用料の徴収は、施行日前においても行うことができる。

◎参 考

加古川市立公民館の設置及び管理に関する

(現 行)

別表第 2 (第 7 条関係)

公民館名	室名	午前 9 時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後 1 時 から午後 3時まで	午後 3 時 から午後 5時まで	午後 5 時 から午後 7時まで	午後 7 時 から午後 9時まで
(省 略)							
野口公民 館	大ホー ル	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
	講義室	800円	800円	800円	800円	800円	800円
	会議室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
	第 1 教 養室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
	第 2 教 養室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	研修室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	工作室	400円	400円	400円	400円	400円	400円
	調理室	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	サーク ル室	500円	500円	500円	500円	500円	500円
(省 略)							

備考

1 (省 略)

2 (省 略)

条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

別表第 2 （第 7 条関係）

公民館名	室名	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで
（省 略）							
野口公民館	大ホール	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円
	講義室	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	会議室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
	教養室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
	多目的室	900円	900円	900円	900円	900円	900円
	研修室	700円	700円	700円	700円	700円	700円
	音楽室	600円	600円	600円	600円	600円	600円
	調理室	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
（省 略）							

備考

1 ……………（省 略）

2 ……………（省 略）

加古川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

加古川市水道事業給水条例（昭和 38 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条、第 19 条第 2 項及び第 20 条第 1 項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 17 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改め、同項に後段として次のように加える。

同項ただし書の規定により、他の市町村長又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する場合についても同様とする。

第 19 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の右に「（第 17 条第 1 項ただし書の規定により、他の市町村長又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する場合にあつては、これらの者。第 24 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 42 条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加える。

第 20 条第 1 項本文中「指定給水装置工事事業者」の右に「（災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者に当該処置を行わせる必要があると認めるときにあつては、これらの者）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎参 考

加古川市水道事業給水条例の一部

(現 行)

(工事の施行)

第17条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第 177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第19条 …………… (省 略)

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の管理)

第20条 所有者又は使用者は、水が汚染しないよう給水装置を管理し、供給を受ける

を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（工事の施行）

第17条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第 177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条、第19条第2項及び第20条第1項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。同項ただし書の規定により、他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する場合についても同様とする。

（給水管及び給水用具の指定）

第19条 ……………（省 略）

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者 （第17条第1項ただし書の規定により、他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する場合にあつては、これらの者。第24条の2第2項第2号及び第42条第1項第3号において同じ。） に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

（給水装置の管理）

第20条 所有者又は使用者は、水が汚染しないよう給水装置を管理し、供給を受ける

(現 行)

水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者又は指定給水装置工事事業者に請求しなければならない。ただし、修繕工事が、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）であるときは、管理者又は指定給水装置工事事業者以外の者に行わせることができる。

2 (省 略)

}

4 (省 略)

(改 正)

水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者又は指定給水装置工事事業者（災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に当該処置を行わせる必要があると認めるときにあつては、これらの者）に請求しなければならない。

ただし、修繕工事が、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）であるときは、管理者又は指定給水装置工事事業者以外の者に行わせることができる。

2 ……………（省 略）

）

4 ……………（省 略）

加古川市下水道条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市下水道条例の一部を改正する条例

加古川市下水道条例（昭和42年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「が専属」を「を選任」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条の3第1号ただし書中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第19条第2項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

第19条の2中「（昭和34年政令第147号）第17条の3」を「第17条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎参 考

加古川市下水道条例の一部を

(現 行)

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。

(除害施設の設置等)

第10条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) …………… (省 略)

↳

(6) …………… (省 略)

(占用)

第19条 …………… (省 略)

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。占用料の額は、加

改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（排水設備等の工事の実施）

第8条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（除害施設の設置等）

第10条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

（1）下水道法施行令（昭和34年政令第 147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

（2）……………（省 略）

）

（6）……………（省 略）

（占用）

第19条 ……………（省 略）

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から、占用料を徴収する。占用料の額は、加

(現 行)

古川市道路占用料徴収条例（昭和34年条例第4号）の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) …………… (省 略)

↳

(3) …………… (省 略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
(占用許可の基準)

第19条の2 管理者は、公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分に電線及び下水道法施行令（昭和34年政令第 147号）第17条の3に規定する物件（以下この条において「電線等」という。）の占用に係る前条第1項の申請があつた場合には、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が別に定める基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

(改 正)

古川市道路占用料徴収条例（昭和34年条例第4号）の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) …………… (省 略)

↳

(3) …………… (省 略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件
(占用許可の基準)

第19条の2 管理者は、公共下水道の排水施設の暗きよである構造の部分に電線及び下水道法施行令第17条の2に規定する物件（以下この条において「電線等」という。）の占用に係る前条第1項の申請があつた場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が別に定める基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

加古川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

加古川市農業集落排水処理施設条例（平成 13 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎参 考

加古川市農業集落排水処理施設条例

(現 行)

(排水設備工事の実施)

第9条 処理区域における排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、下水道条例第8条に規定する管理者が指定したものでなければ行つてはならない。

の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（排水設備工事の実施）

第9条 処理区域における排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、下水道条例第8条に規定する管理者が指定したものでなければ行つてはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

加古川市斎場整備運営事業建設工事請負契約締結のこと

加古川市斎場整備運営事業建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 加古川市斎場整備運営事業建設工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市上荘町白沢 259 番地の 27 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 11 年 12 月 28 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 643,500,000 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 設計業務に係る成果品引渡し後 2 箇年
工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮 本 芳 樹 |
| 7 | 契約保証金 | 64,350,000 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

（1）設計業務完了後に設計に係る請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

- (2) 工事目的物完成後に工事に係る請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。
- (3) 請負金額のうち、工事に係る請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。
- (4) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができる。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中10回を超えることができない。
- (5) 令和8年度の支払限度額は19,800,000円、令和9年度の支払限度額は75,834,000円、令和10年度の支払限度額は256,410,000円とする。

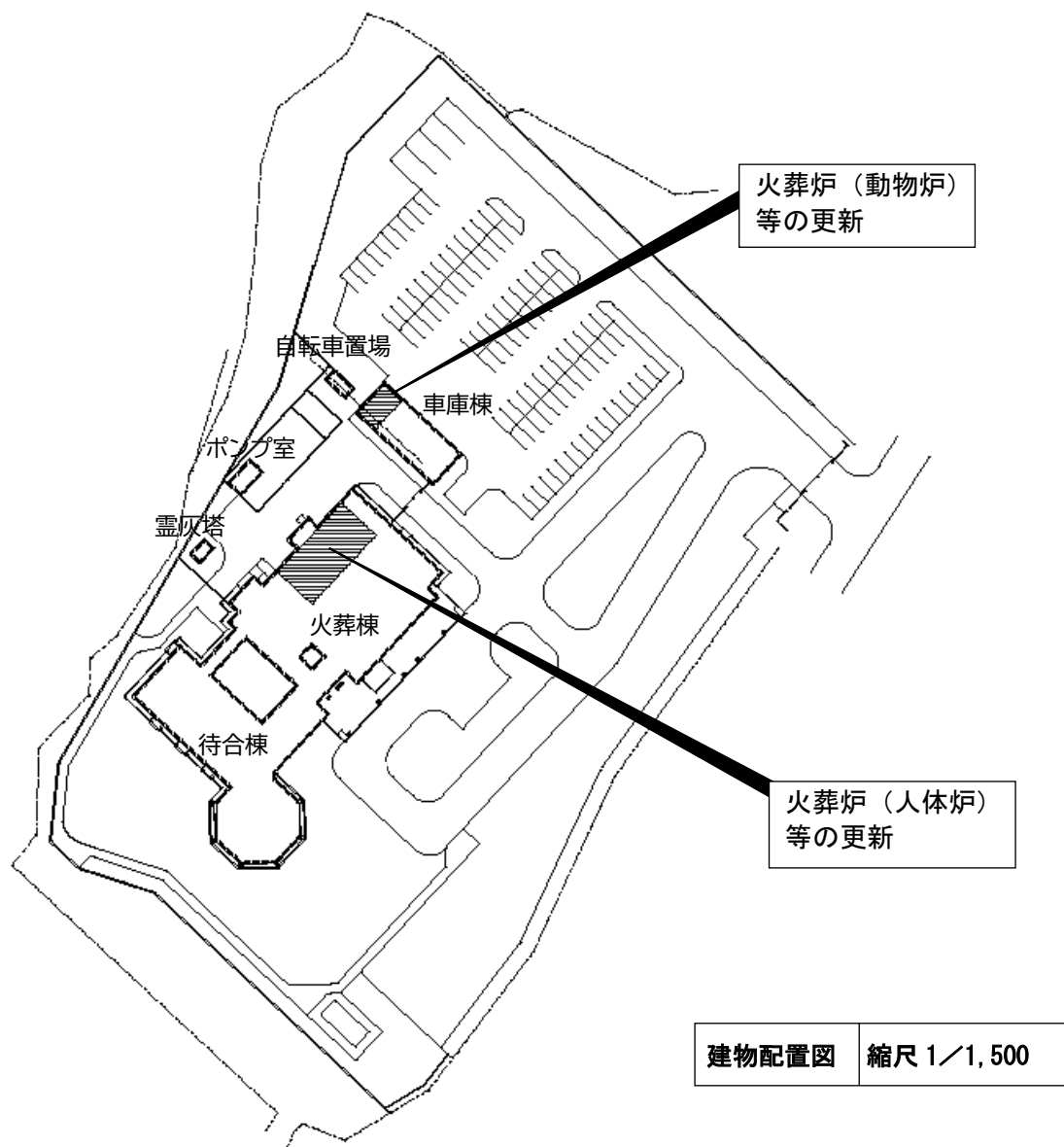
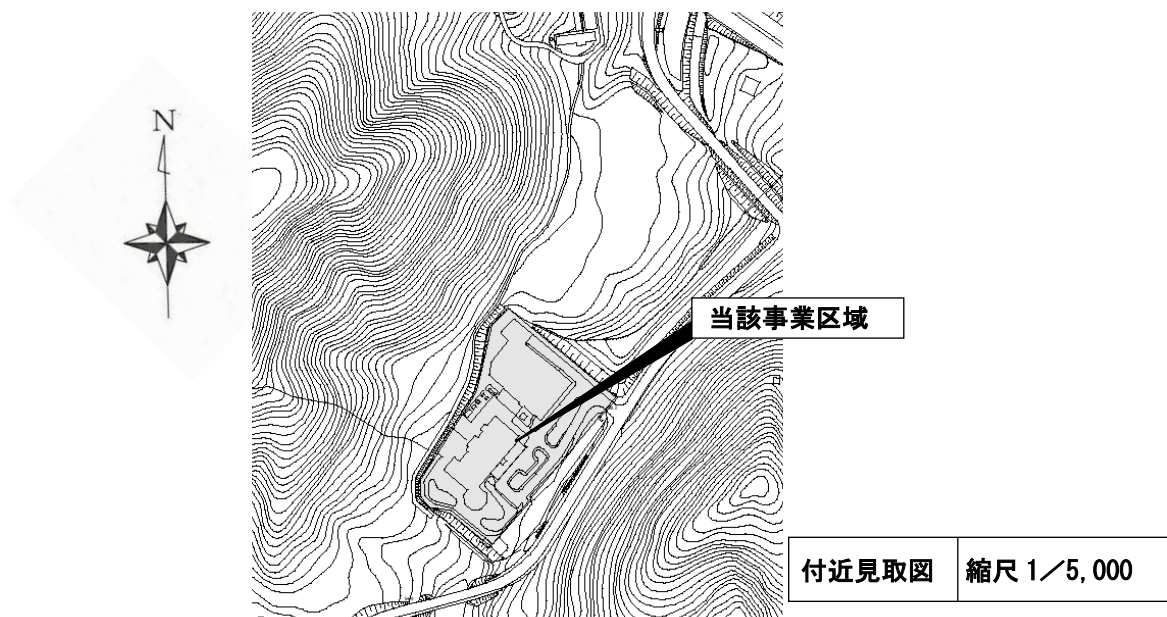
9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

加古川市斎場整備運営事業建設工事施工内容

工事の種類	工事の内容	
機械器具 設置工事	火葬炉及び付帯設備の更新	
	設置機器名称	数量
	火葬炉（人体炉）	8 基
	火葬炉（動物炉）	1 基
	前室	8 基
	排ガス冷却器	9 基
	集じん装置	5 基
	燃焼用空気送風機	5 基
	排風機	5 基
	排気筒	5 基
	残骨灰吸引装置	1 基
	高圧空気設備	1 式
	炉内台車運搬車	3 台
	低床式柩運搬車	3 台
	遺体保冷库	1 台

加古川市斎場整備運営事業建設工事



◎参 考

工 事 名	加古川市斎場整備運営事業建設工事
見 積 相 手 方	株式会社宮本工業所を代表とする宮本工業所・五輪共同企業体のうち 株式会社宮本工業所
決 定 金 額	643,500,000円
見 積 年 月 日	令和7年8月14日
随意契約の理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 本契約は、斎場の火葬炉という特殊な機器を整備するにあたり、事業者の専門性、技術力及びノウハウ等を活かした提案内容を勘案して本市に適した事業者を選定する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により選定した契約候補者のうち当該建設工事を担当する者と随意契約を締結する。

(備考1) 決定金額は、見積金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

(備考2) 本案件は、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、建設工事請負と管理運営業務の相手方を一括で決定することとし、プロポーザル方式により契約候補者の選定を行った。

プロポーザル方式での選定結果（採点結果表）					
番号	参 加 者	(内 訳)		合計点 (200点満点)	備 考
		提案点	価格点		
1	宮本工業所・五輪共同企業体	110.10点	60.00点	170.10点	契約候補者
契約候補者の選定理由					
本案件については、加古川市斎場整備運営事業者選定委員会において、参加者から企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを経て、評価項目の採点を行った。 その結果、宮本工業所・五輪共同企業体の提案には、独自開発した優れた性能の火葬炉設備と豊富な実績を活かした、効率的かつ安定的な事業実施が期待できること等を評価し、契約候補者として選定した。					

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(4) …………… (省 略)

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) …………… (省 略)

↳

(15) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）
工事請負契約締結のこと

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 加古川市加古川町北在家 2 0 0 0 番地外 |
| 3 | 工 期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 9 年 3 月 3 1 日 |
| 4 | 請 負 金 額 | 1, 4 9 8, 7 5 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後 2 箇年 |
| 6 | 契約の相手方 | 大阪市中心区備後町 2 丁目 6 番 8 号
沖電気工業株式会社関西支社
支社長 藤 本 敦 士 |
| 7 | 契約保証金 | 1 4 9, 8 7 5, 0 0 0 円 |
| 8 | 支 払 条 件 | |

- (1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。
- (2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。
- (3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

9 その他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参 考

高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）工事施工内容

1 高機能消防指令センター（消防指令システム）更新

工事の種類	工事の内容
1 指令装置	指令台、自動出動指定装置、地図等検索装置、支援情報表示装置、長時間録音装置、指令制御装置、非常用指令設備、非常用受付電話、携帯電話・I P 電話受信転送装置、署所端末装置、駆付け通報装置、指揮台、無線統制台ほか
2 表示盤	車両運用表示盤、多目的情報表示盤、支援情報表示盤、映像制御装置、大型電子黒板ほか
3 指令電送装置	指令情報送信装置、指令情報出力装置
4 その他の装置	気象情報収集装置、E メール一斉指令装置、音声合成装置、F A X 1 1 9 受信装置、N E T 1 1 9 緊急通報システム、映像通報システム、統合型位置情報通知装置、出動車両運用管理装置、システム監視装置、データ修正装置、電源設備、消防用高所監視施設、庁舎監視カメラ、電話交換機、構内放送設備、現場映像伝送装置、危機管理情報システム連携、バックアップ指令装置、入退室管理システム等、消防ネットワーク、消防業務システム、救急搬送支援システムほか

2 消防救急デジタル無線設備更新

工事の種類	工事の内容
1 デジタル無線基地局	基地局無線設備、空中線フィルタ・共用器ほか
2 指令センター設備	無線回線制御装置、管理監視制御卓、高機能遠隔制御器、直流電源装置、伝送設備、卓上型受令機ほか
3 署所設備	卓上型受令機、署所端末用受令機ほか
4 デジタル無線移動局	携帯型無線装置、署活動系携帯無線装置、携帯型移動局無線装置、車載型無線装置、消防団用車載型受令機、可搬型無線装置ほか

◎参 考

工 事 名	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）工事
落 札 者	沖電気工業株式会社関西支社
落 札 金 額	1, 4 9 8, 7 5 0, 0 0 0 円（当該工事請負契約）
入 札 日	（1回目）令和7年8月6日 （2回目）令和7年8月18日
入 札 場 所	加古川市役所 入札室

（備考）落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開 札 結 果					
番号	入 札 者	（内 訳）		入 札 金 額	備 考
		高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）工事請負	高機能消防指令センター等（指令システム等）保守業務委託		
1	沖電気工業株式会社関西支社	（1回目） 1, 371, 200, 000 円	（1回目） 797, 800, 000 円	（1回目） 2, 169, 000, 000 円	
		（2回目） 1, 362, 500, 000 円	（2回目） 797, 500, 000 円	（2回目） 2, 160, 000, 000 円	決定

（備考）本入札は、契約金額の低廉化を図ることを目的として高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備（指令システム等）工事請負と高機能消防指令センター等（指令システム等）保守業務委託を合わせた一括での入札とし、落札決定は、当該工事請負と保守業務委託を合わせた入札金額により行った。

旧公設地方卸売市場解体工事請負変更契約締結のこと

令和 6 年 6 月 2 0 日議案第 4 8 号をもって議決を経た「旧公設地方卸売市場解体工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

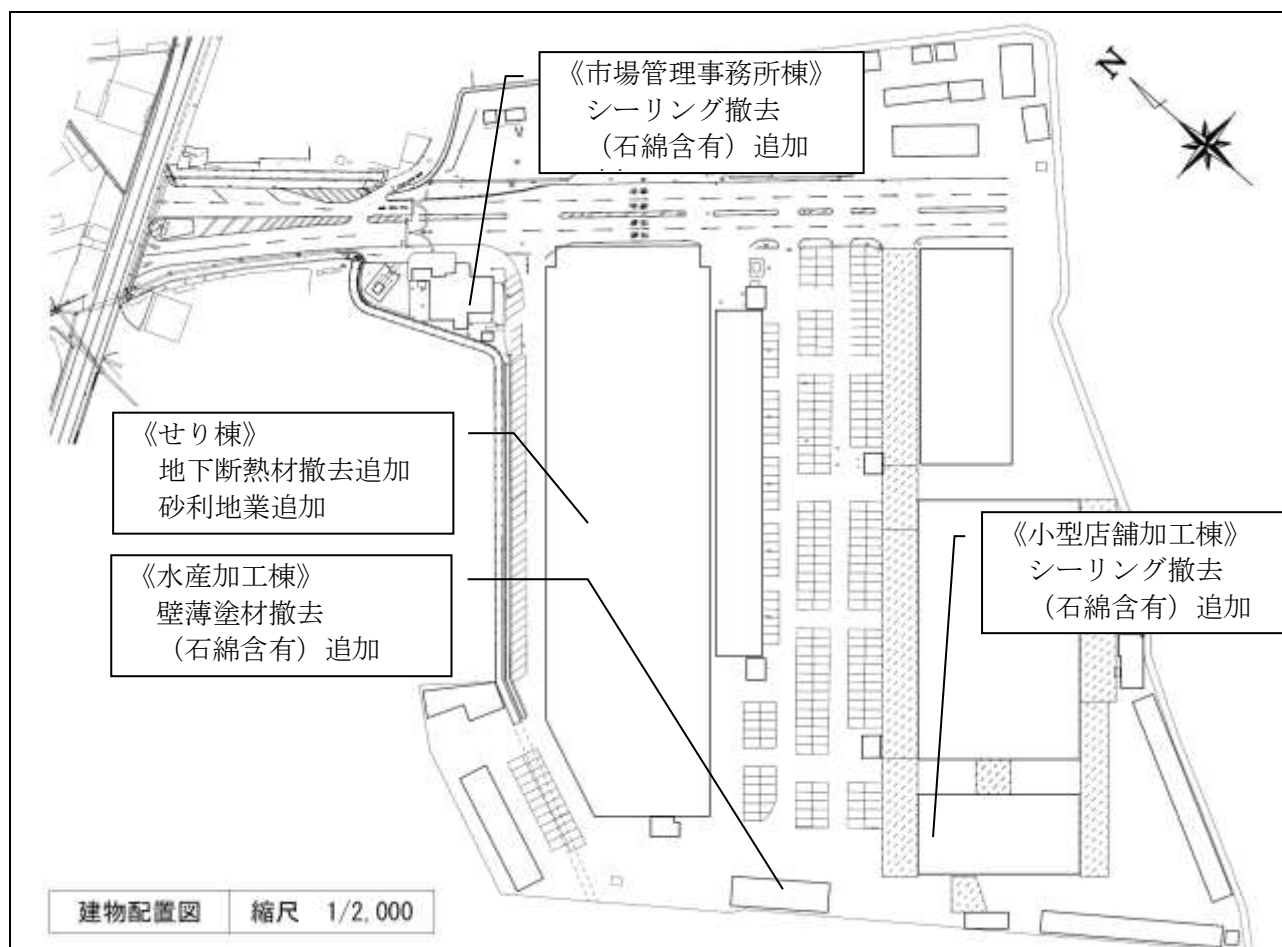
記

- 4 請 負 金 額 中 「1, 2 9 3, 6 0 0, 0 0 0 円」を
「1, 3 1 2, 9 4 9, 0 0 0 円」に改める。
- 7 契 約 保 証 金 中 「1 2 9, 3 6 0, 0 0 0 円」を
「1 3 1, 2 9 4, 9 0 0 円」に改める。
- 8 支 払 条 件 中 「令和 7 年度の支払限度額は、6 6 3, 5 9 7, 0 0 0 円」
を「令和 7 年度の支払限度額は、6 8 1, 0 1 1, 1 0 0 円」
に改める。

旧公設地方卸売市場解体工事施工内容

工事の種類	工事の内容	
	変更前	変更後
建築解体工事	《せり棟》	《せり棟》
	地下 断熱材撤去	地下 断熱材撤去 676 m ²
	砂利地業	砂利地業 970 m ³
	《市場管理事務所棟》	《市場管理事務所棟》
	シーリング撤去（石綿含有）	シーリング撤去（石綿含有） 375 m
	《小型店舗加工棟》	《小型店舗加工棟》
	シーリング撤去（石綿含有）	シーリング撤去（石綿含有） 378 m
	《水産加工棟》	《水産加工棟》
	壁薄塗材撤去（石綿含有） 34.9 m ²	壁薄塗材撤去（石綿含有） 165 m ²

旧公設地方卸売市場解体工事変更内容





令和 6 年 6 月 2 0 日

原 案 可 決

議案第 4 8 号

旧公設地方卸売市場解体工事請負契約締結のこと

旧公設地方卸売市場解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 1 工 事 名 旧公設地方卸売市場解体工事
- 2 工 事 場 所 加古川市野口町長砂 7 0 7 番地
- 3 工 期 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 8 年 5 月 2 9 日
- 4 請 負 金 額 1, 2 9 3, 6 0 0, 0 0 0 円
- 5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後 2 箇年
- 6 契約の相手方 加古川市東神吉町神吉 1 0 8 7 番地の 1
大成工材株式会社
代表取締役 高 山 明 寿
- 7 契約保証金 1 2 9, 3 6 0, 0 0 0 円
- 8 支払条件

（1）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

（2）請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和6年度の支払限度額は、465,696,000円、令和7年度の支払限度額は、663,597,000円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事請負変更契約締結の
こと

令和 6 年 12 月 20 日議案第 98 号をもって議決を経た「(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

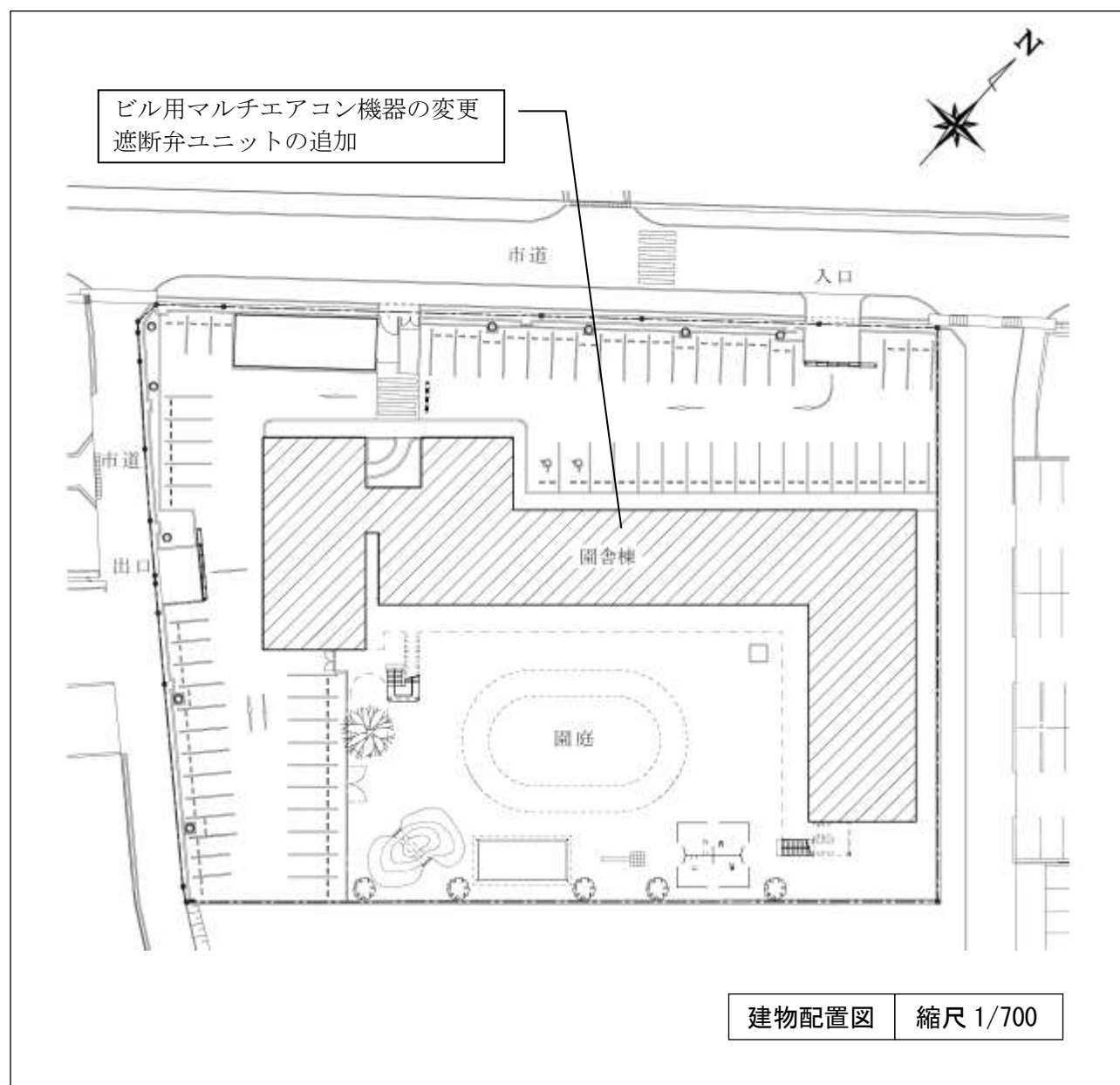
- 4 請 負 金 額 中 「160,556,000 円」を
「168,251,600 円」に改める。
- 7 契 約 保 証 金 中 「16,055,600 円」を
「16,825,160 円」に改める。

◎参 考

(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事施工内容

工事の種類	工事の内容	
	変更前	変更後
空調設備工事	ビル用マルチエアコン (使用冷媒：R410A) 9系統 遮断弁ユニット ー	ビル用マルチエアコン (使用冷媒：R32) 9系統 遮断弁ユニット 10台

(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事変更内容



インフレスライド条項の適用

変更の内容	備考
賃金及び物価の変動に基づく 請負代金額の増額	残工期が2箇月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1%を超える額について変更するもの。



令和 6 年 1 2 月 2 0 日

原 案 可 決

議案第 9 8 号

(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事請負契約締結のこと

(仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 1 工 事 名 (仮称) 加古川中央こども園新築に伴う機械設備工事
- 2 工 事 場 所 加古川市加古川町西河原字流田 7 6 番 8
- 3 工 期 着工 契約の日の翌日から
完成 令和 8 年 2 月 2 7 日
- 4 請 負 金 額 1 6 0 , 5 5 6 , 0 0 0 円
- 5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後 2 箇年
- 6 契約の相手方 加古川市加古川町木村 5 0 7 番地の 1
播州設備株式会社
代表取締役 林 藤 雄
- 7 契 約 保 証 金 1 6 , 0 5 5 , 6 0 0 円
- 8 支 払 条 件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から 4 0 日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の 1 0 分の 4 以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができ。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中4回を超えることができない。

(4) 令和6年度の支払限度額は、0円とする。

9 そ の 他

建設工事請負契約書に定めるところによる。